

低所得の方が施設を利用した場合の食費・居住費の負担軽減について

低所得の方が施設（ショートステイを含む）を利用したときに、食費・居住費の自己負担が下表の負担限度額まで軽減される制度があります。

次の要件にあてはまり、制度の利用を希望する方は、「介護保険負担限度額認定申請書」および必要書類（裏面参照）を介護保険課、各市民センターまたは、東加古川市民総合サービスプラザへご提出ください。

■要件

軽減を受けられるのは、次の①と②の両方にあてはまる方です。

- ① 本人および世帯員全員（世帯分離している配偶者含む）が市・県民税非課税
- ② 本人および配偶者（世帯分離している者、内縁関係の者を含む）の預貯金等が、該当する利用者負担段階の基準額以下（下表参照）

■対象となる介護サービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
- ・短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

※ 通所系サービス（デイサービス等）や、一部の地域密着型サービス（グループホーム等）を利用した時の食費・居住費は軽減されません。（全額自己負担です。）

■1日当たりの負担限度額（日額）

利用者負担段階	所得の状況※1		預貯金等の資産※2の状況	居住費(滞在費)				食費	
				従来型個室	多床室	ユニット型	ユニット型個室の多床室	施設	ショートステイ
1	生活保護受給者等		要件なし						
	世帯全員が住民税非課税	高齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	300円
2	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円	600円
3-①		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
3-②		前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※ 年金収入額には、障害年金や遺族年金など税法上非課税であるものを含みます。

※ 【預貯金等の範囲】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。（裏面参照）

※ 第2号被保険者（40～64歳以下の方）は、表中のいずれの利用者負担段階であっても、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば対象となります。

※ 施設利用時には、居住費（滞在費）・食費のほか、介護保険サービスの利用者負担分（1～3割）と各施設で必要となる日常生活費等がかかります。

■申請に必要なもの

- ・印鑑（夫婦の場合は2つ）
 - ※ 自署の場合は、印鑑は不要です。
- ・本人および配偶者名義の預貯金等の通帳・証書等（下表参照）
 - ※ 所有するすべての口座等を申告する必要があります。
 - ※ 「金融機関名」「支店名」「口座番号」「口座名義」および「最新の残高」のページの写しが必要です。また、年金振込通帳の場合は直近の「年金振込額」が確認できるページ、定期預金の明細欄がある場合は預入の有無に関わらず定期預金の明細欄の写しが必要です。
 - ※ すべての預貯金等の通帳等を記帳し、「最新の残高」がわかるようにしてください。
 なお、直近の出入金がない場合は「以降出入金なし」と写しに記入するか、窓口で係員にお伝えください。
 - ※ 書類に不備がある場合は申請の受付ができませんのでご注意ください。

■【預貯金等の範囲について】

種類	対象は ○ 対象外は×	必要書類（提出方法）
預貯金（普通・定期・定期積立等）	○	通帳や証書の写し （ウェブサイトの写しも可）
有価証券（株式・国債・地方債・社債等）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	○	自己申告
負債	○	借用証書等
生命保険	×	
自動車	×	
貴金属（腕時計・宝石等、時価評価額の把握が困難であるもの）	×	
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財等）	×	

■負担限度額の認定の対象とならない方でも軽減が認められる場合（特例）があります。

次の①～⑥すべての要件にあてはまる方は、ご相談ください。

- ①世帯員（別世帯の配偶者を含む）が2人以上の世帯（単身世帯は不可）
- ②介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所しており、利用者負担第4段階の食費・居住費の負担を行っていること（ショートステイは含まず）
- ③全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、施設の利用者負担（1割～3割負担分、食費・居住費の年額合計）を除いた額が80万円以下となること
- ④全ての世帯員及び配偶者について、預貯金等の合計額が450万円以下であること（有価証券・債券等を含み、負債がある場合にはその額を控除する）
- ⑤全ての世帯員及び配偶者について、日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していないこと
- ⑥全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していないこと

＜お問い合わせ先＞ 加古川市 介護保険課 電話 079-427-9125（直通）